

グループホーム  
こまほ

(短期利用認知症対応型共同生活介護・  
介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護)

運営規程

社会福祉法人 愛隣会

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 愛隣会が開設する グループホーム こまば（以下「事業所」という）が行う短期利用認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、短期利用認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護従業者が、要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な短期利用認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業の従事者は、要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホームこまば  
2 所在地 東京都目黒区大橋 2丁目19番1号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 代 表 者 1名 （駒場苑施設長兼任）  
事業所の運営及び管理全般に関する責任者。
- 2 管 理 者 1名  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 3 計画作成担当者 1名  
それぞれの入居者の心身の状況に応じた短期利用認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。
- 4 介 護 従 事 者 日中 3名以上  
夜間 1名以上

### (事業の利用定員)

第5条 事業所の定員は、空床ベッド利用 1名とする。

### (事業の提供方法)

第6条 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者については、3日以上継続して入所することが予定される場合、短期利用認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者及びその家族に説明し、同意を得るものとする。事業の内容は、入居者の身体的状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助

を行うものとする。入居者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、また、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活が送れることにより、達成感や満足感を得、自信を回復するよう配慮する。

- 2 入居者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努める。
- 3 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減などを図るために一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、短期入所生活介護を提供する。
- 4 サービスの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努める。
- 5 サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、入居者及び家族に対しサービスの提供方法について説明を行う。
- 6 サービス提供にあたり、ご利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、ミトン型手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ服）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。やむを得ない場合は、ご利用者・ご家族・担当医師の了解を得て身体拘束を行うことがあります。この場合、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明及び同意書」を取り交わすこととします。

#### (利用料及びその他の費用)

第7条 利用料は介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙に定める、施設サービスにかかる費用の1～3割負担と定める。その他の費用は送迎、食事、日常生活に要する消耗品、活動参加に伴う実費とする。

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

#### (通常の送迎の実施地域)

第8条 短期利用認知症対応型共同生活介護の入退居通常の送迎実施地域は、目黒区とする。

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 短期利用認知症対応型共同生活介護は、看護及び医学的管理を目的とするものではない。

#### (緊急時における対処方法)

第10条 入居にあたっては、利用者は24時間ナースコールで対応を求めることができ

るとともに、事業所は、常に利用者の家族と連携を図り、利用者の状態に変化が生じた場合、速やかに家族に連絡し主治医師又は協力医療機関のほうへ連絡をおこない必要な処置を行うものとする。

#### (非常災害対策)

第 11 条 事業所は、非常災害に備えるため消防計画を作成し避難訓練等を次のように行う。

- (1) 防火責任者に事業所代表者を充て、火元責任者にホーム長を充てる。
- (2) 始業時・終業時・夜間巡回時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火責任者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- (6) 防火責任者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。  
防 災 訓 練 年 8 回  
法人総合防災訓練 年 4 回
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### (外出及び外泊)

第 12 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとする時は、その都度外出・外泊先、用件、事業所に戻る予定日時等を管理者に届け出るものとする。

#### (面会)

第 13 条 面会者は、概ね午前 9 時から午後 8 時の間、面会簿に記入の上、利用者に面会をすることができる。

2 管理者が、利用者の安全と精神安定に不適切と認めた者に関しては、面会を禁止する場合があるものとする。

#### (健康の留意)

第 14 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。

#### (事業所の禁止行為)

第 15 条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益の為に他人の自由を侵害したり、他人を排撃すること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序・風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、事業所若しくは備品に損害を与え又はこれらを苑外に持ち出すこと。

#### (利用資格)

第 16 条 事業所の利用資格は、介護保険法に基づく短期利用認知症対応型共同生活の利用資格があり、当苑の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず利用料の負担ができる者及びその他法令によって入所できるものとする。

#### (内容及び手続きの説明及び同意・契約)

第 17 条 事業所の利用にあたっては、予め入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

#### (施設・設備)

第 18 条 施設・設備の利用時間や生活上のルール等は、管理者が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

#### (苦情処理)

第 19 条 利用者と身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し立てることができる。その場合、苦情処理カードに従って速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申し立て窓口は別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

#### (秘密の保持)

第 20 条 従事者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。また、従事者であった者が従事者でなくなった後も、この守秘義務は適用される。

#### (委任)

第 21 条 この規程の施行上必要な細目については、管理者が別に定める。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第 22 条 当事業所は、利用者への虐待、又は虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で共有をし、区やその他関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 一 虐待についての責任者は管理者が行う。
- 二 当事業所は従業者へ年 1 回以上、虐待に関する研修を行う。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 23 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長の決裁を経るものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

平成 30 年 10 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定